

令和6年度  
堺市霊園 合葬式墓地  
使用申込のしおり



合葬式墓地とは、一つのお墓に多くの方のご遺骨を一緒に埋葬するお墓です。全体を大きなお墓とし、合同の祭壇でお参りをします。

合葬式墓地は、将来にわたって墓地管理者が管理を行うため、お墓を承継する方がいない場合も安心です。

- この「しおり」をよくお読みになったうえでお申し込みください。

- 堺市霊園の合葬式墓地の埋蔵方法には、次の2つの方式があります。

### 【直接合葬】

最初から合葬室に他の方のご遺骨と一緒に共同埋蔵する方式

### 【一時収蔵施設保管後合葬】

一定期間（20年）ご遺骨を一時収蔵室で保管した後、合葬室に共同埋蔵する方式

### 【申込受付】

令和6年11月1日（金）～30日（土）

### 【募集墓地】

名 称	堺市霊園 合葬式墓地
所 在 地	堺市南区鉢ヶ峯寺地内
募 集 数	直接合葬、一時収蔵施設保管後合葬あわせて6,400体分のご遺骨を募集します。
埋蔵の方法	直接合葬 最初から合葬室に他の方のご遺骨と一緒に共同埋蔵をします。 ※埋蔵するご遺骨が親族でない場合は申し込めません。
	一時収蔵施設保管後合葬 20年間一時収蔵施設に保管した後、合葬室に他の方のご遺骨と一緒に共同埋蔵をします。 ※埋蔵するご遺骨が親族でない場合も申し込めます。

### 【申込資格】

#### ○ 堺市民の方

- 令和6年10月1日から使用開始日まで堺市に住所（住民登録）がある方で、ご遺骨をお持ちの方（改葬の場合を含む）

#### ○ 堺市民以外の方

- 生前に堺市民であった方のご遺骨をお持ちの方（改葬の場合を含む）
- 堺市霊園又は堺市立霊堂の使用者で墓地又は納骨壇を返還して合葬式墓地に改葬する方

## 【使用料】

合葬式墓地	直接合葬	1体あたり 5万円
	一時収蔵施設保管後合葬	1体あたり 15万円
記名板（希望者のみ）		1体あたり 5万円

※堺市民以外の方の合葬式墓地の使用料は1.5倍になります。（記名板の使用料は同一金額です。）

※記名板は、納骨時に別途お申し込みください。（納骨後は随時申込できます。）

## 【管理料】

不要

## 【申込方法】

- 堺市電子申請システムによる申込

堺市 電子申請 検索



- 郵送等による申込

この「しおり」の巻末の「堺市霊園（合葬式墓地）使用申込書」に必要事項をご記入のうえ、郵送（持参）してください。

※メールやファクス等による申込はできません。

- 【提出先】 〒590-0125 堺市南区鉢ヶ峯寺773番地 堺市霊園管理事務所 宛  
※令和6年11月30日の消印有効



合葬式墓地



合葬式墓地モニュメント



一時収蔵施設 祭壇



一時収蔵施設 収蔵棚

## 【注意事項】

### ○ 共通事項

- 使用許可を受けたご遺骨以外は埋蔵できません。
- 副葬品を納めることはできません。
- 宗教や宗派は問いません。
- 市や霊園管理者では供養、合同慰霊祭等を行いません。
- 市が管理する身寄りのない方等のご遺骨を埋蔵又は収蔵する場合があります。
- 個人情報合葬式墓地使用に関する目的以外には使用しません。
- 現在保有するご遺骨を埋蔵するために許可を受けた後、正当な理由なく1年以内に埋蔵手続きを行わないときは、使用許可を取り消します。
- 埋蔵手続きをした後のご遺骨は分骨できません。
- ご遺骨は必ず骨箱又は骨壺に入れて持参してください。
- 骨箱又は骨壺は霊園管理者で処分します。
- 土葬されていたご遺骨を改葬するときは事前に火葬してください。
- ご遺骨が使用者の親族のものでないときは、あらかじめ堺市霊園親族外埋蔵承認申請書の提出が必要です。
- 法要等に霊堂内の和室が利用できます（有料）。
- 次の事項に該当するときは、使用許可の取消又は使用権が消滅することがあるのでご注意ください。
  - ・ その使用が暴力団の利益になり、又はなる恐れがあると認めるとき。
  - ・ 法令又は堺市霊園条例及び堺市立霊堂条例若しくはこれら条例に基づく指示に違反したとき。

### ○ 合葬式墓地に関すること

- 参拝はモニュメントの前の祭壇で行ってください。
- お供え物等は持ち帰ってください。
- ご遺骨の埋蔵は霊園管理者が行います。埋蔵時の立会はできません。
- 合葬式墓地に埋蔵した後のご遺骨は返還（改葬）できません。

### ○ 一時収蔵施設に関すること

- 一時収蔵施設に保管できる骨壺又は骨箱は、たて20cm、よこ20cm、高さ21cm以内です。
- 一時収蔵施設におけるご遺骨の保管位置の指定はできません。
- 保管期間を経過したときは、一時収蔵施設に保管されたご遺骨は合葬式墓地に移します。合葬式墓地に埋蔵された後のご遺骨は返還（改葬）できません。
- ご遺骨を合葬式墓地に移す際に連絡等はいたしません。
- 参拝は祭壇で行ってください。
- ろうそく、線香等で火を使うものは使用できません。
- 電気式香炉には抹香を使用してください。
- 供花は献花台に置いて帰るかお持ち帰りください。

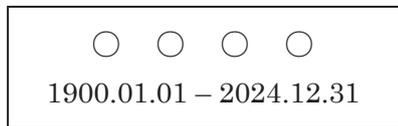
- お供え物等は持ち帰ってください。
- ご遺骨の収蔵は霊園管理者が行います。収蔵時の立会はできません。
- 一時収蔵施設で保管している間は、使用の取消を申し出ることができます。
- 使用の取消を申し出たときは、必ずご遺骨を引き取らなければなりません。
- 一時収蔵施設に保管中のご遺骨を引取（改葬）した場合、使用許可は消滅します（再使用できません）。
- 合葬式墓地の附属施設ですので、一時収蔵施設のための申込はできません。
- 大規模な集団での祭事（法要）等は禁止とします。

## ○ 記名板に関すること

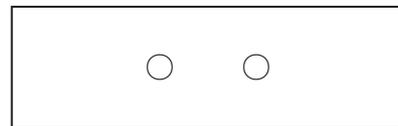
- 希望者のみです。
- 記名板に連名で彫刻することはできません。
- 使用許可を受けたご遺骨の方以外のお名前は彫刻できません。
- 2枚以上の記名板を連続して設置することを希望される場合は、同時に申し込んでください。
- 一時収蔵施設には設置できません。
- 材質、字体、設置場所を指定することはできません。

## 【記名板の大きさ、種類】

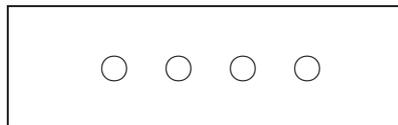
- ・石のプレート（大きさ たて 5 cm よこ 20 cm）
- ・彫刻は以下から選んでください。（※申込後の変更はできません）



（氏名、生年月日、没年月日）



（姓のみ）



（氏名のみ）



記名版はこちらに設置されます。

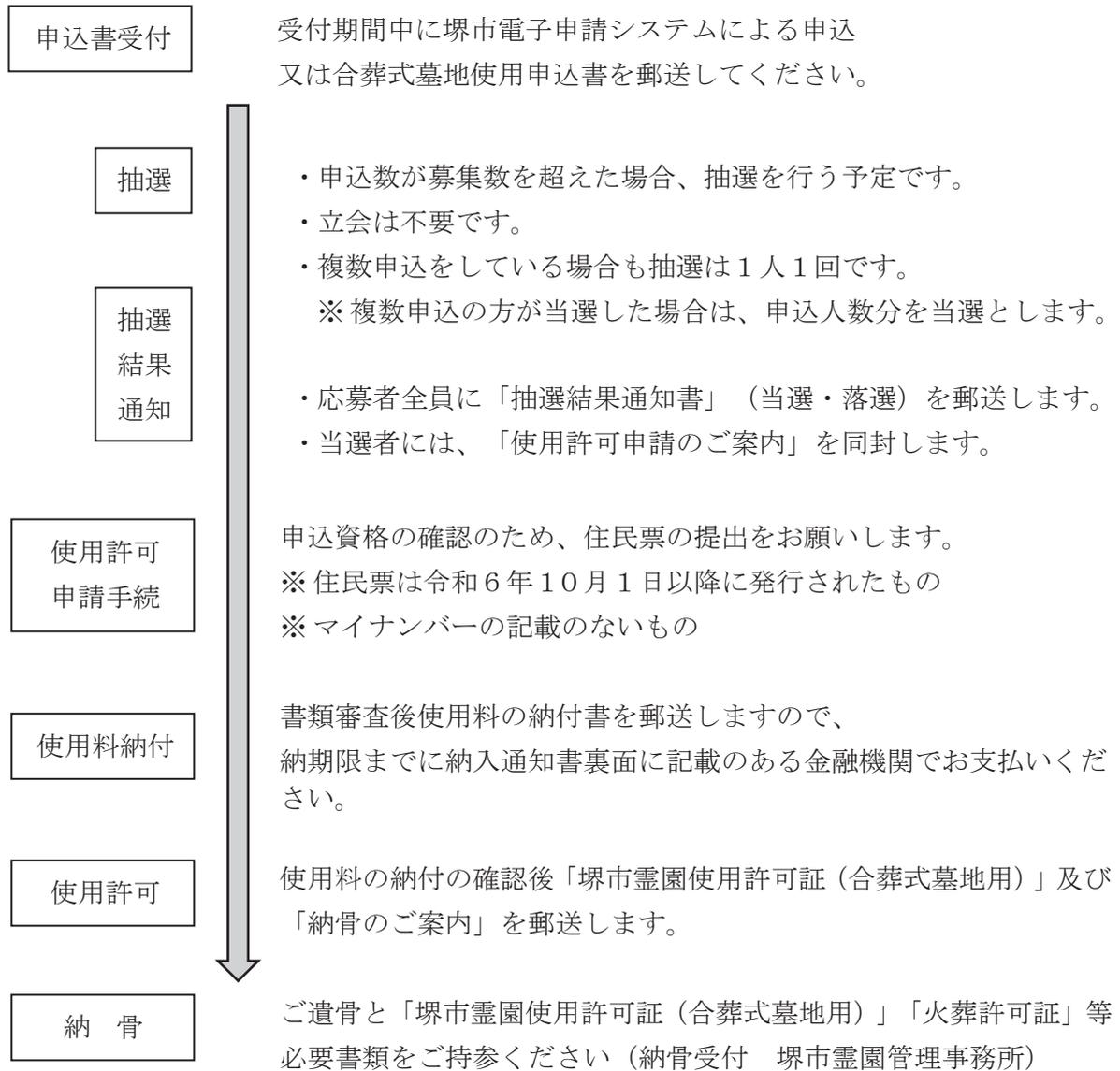
## 【使用料の還付】

納められた使用料については、次の場合を除き還付しません。

（還付できる場合）※詳しくは堺市霊園条例で確認してください。

- ・ 許可を受けた後、埋蔵手続きをする前に使用を辞退した場合 全額
- ・ 一時収蔵施設で保管しているご遺骨を改葬する場合  
既納の使用料を20で除して得た額に、改葬が認められた日以後の残余期間を  
乗じて得た額の半額

## 【申込から納骨までの流れ】



※ 合葬式墓地への納骨手続の開始は、令和7年3月1日（土）からの予定です。

※ 現在保有するご遺骨を埋蔵するために許可を受けた後、正当な理由なく1年以内に埋蔵手続を行わないときは、使用許可を取り消します。

※ 上記により使用許可を取り消された場合、既納の使用料は還付しません。

【問合先】 堺市霊園管理事務所

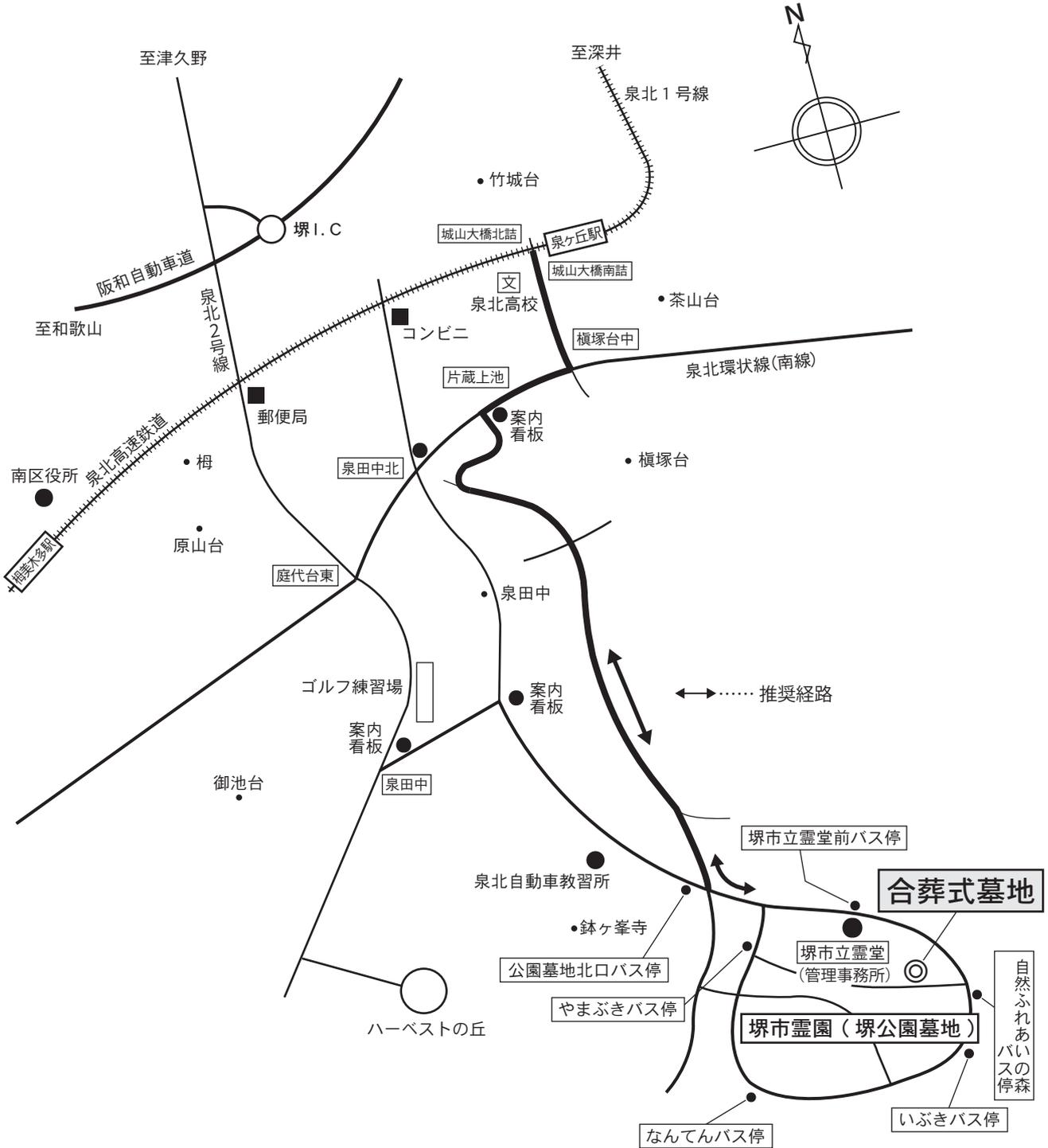
〒590-0125 堺市南区鉢ヶ峯寺773番地

電話：072-292-7455 ファクス：072-292-4431

# 堺市霊園（合葬式墓地）位置図

堺市霊園（合葬式墓地、一時収蔵施設）へは、泉北高速鉄道「泉ヶ丘駅」より、南海バス南側②番乗り場「鉢ヶ峯」行きに乗車し、「公園墓地北口」バス停で下車してください。

日曜日・休日には直行バスがあります。合葬式墓地には「自然ふれあいの森」バス停を、一時収蔵施設（霊堂内）には「堺市立霊堂前」バス停をご利用ください。



複数申込される場合は、使用申込書に2体目以降死亡者氏名、申込者との続柄も必ずご記入ください。

- ・電算処理をしますので、ハッキリとご記入ください。
- ・太線内をご記入ください。
- ・右側の令和6年度堺市霊園（合葬式墓地）使用申込書控にも申込者氏名をご記入ください。
- ・黒色のボールペンでご記入ください。（エンピツ書きは無効）
  - ・堺市暴力団排除条例に基づき、必要に応じて関係機関に住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。

受付日 令和 年 月 日

受付番号	使用者コード

## 令和6年度堺市霊園(合葬式墓地)使用申込書

令和 年 月 日

堺市長殿

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申し込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

申込区分	<input type="checkbox"/> 直接合葬 <input type="checkbox"/> 一時収蔵施設保管後合葬
住所	〒 - (住民登録上の住所)
フリガナ	
申込者氏名	
連絡先	(携帯) - - (電話) - -
死亡者氏名	
申込者との続柄	※申込者から見た続柄を記入してください

複数申込の場合  
(今回2体以上のご遺骨の埋蔵を申し込んでいる場合は有に☑を入れてください)

複数申込の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---------	-------------------------------------------------------

### 2体目以降の死亡者氏名・申込者との続柄をご記入ください

2体目	死亡者氏名	
	申込者との続柄	
3体目	死亡者氏名	
	申込者との続柄	
4体目	死亡者氏名	
	申込者との続柄	
5体目	死亡者氏名	
	申込者との続柄	
6体目	死亡者氏名	
	申込者との続柄	
7体目	死亡者氏名	
	申込者との続柄	
8体目	死亡者氏名	
	申込者との続柄	
9体目	死亡者氏名	
	申込者との続柄	

切り取らないでください

### 令和6年度 堺市霊園(合葬式墓地)使用申込書 控 ※太線内をご記入ください

申込者氏名	
申込区分	<input type="checkbox"/> 直接合葬 <input type="checkbox"/> 一時収蔵施設保管後合葬
複数申込の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
受付番号	
受付印	

(注) 受付番号が抽選番号になりますので、大切に保管してください。

#### 【問合せ先】

〒590-0125  
堺市南区鉢ヶ峯寺773番地  
堺市霊園管理事務所  
電話：072-292-7455  
ファクス：072-292-4431